

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第1号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成26年1月9日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H25年度に県に出された調査依頼（〇〇）に係る聞き取り調査の伺い書及び報告書」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成26年1月23日、実施機関は、本件請求に係る公文書については「当該公文書は、不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立

平成26年1月28日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、異議申立を行った。

4 諮問

令和4年12月16日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 異議申立の理由

徳島県公開条例第12条に3項に基づき公開拒否したが、県・森田課長・中野課長補佐・直接聞き取りした植木係長は、「国に報告したから上に直接聞き取りした内容の報告書はある。」と特定した中で、情報公開請求したものである。県は全て隠す公文書公開拒否決定処分行為は到底理解できない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

〇〇総合県民局（〇〇）は、異議申立人が公開を求めている公文書を〇〇土地改良区（以下「本件土地改良区」という。）が実施している、国庫補助事業の「〇〇」のうち、〇〇が受注した「H24__〇〇」に関する「H25年度に県に出された調査依頼（〇〇）に係る聞き取り調査の伺い及び報告書」（以下「本件請求対象文書」という。）と特定した。

〇〇総合県民局（〇〇）は、「H25年度に県に出された調査依頼（〇〇）」に関して、国から調査依頼を受けた事実はなく、また、「聞き取り調査の伺い及び報告書」についても、作成した事実はない。

以上により、本件請求に係る対象公文書は存在しないことから、公文書の公開請求拒否決定処分を行ったものである。

また、口頭理由説明によると、本件処分に至った経緯は、おおむね次のとおりである。

異議申立人は〇〇であり、過去から本件土地改良区の運営に関して不信感を持っていた。平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで中国四国農政局に対して〇〇しており、当該〇〇において本件土地改良区への不満や〇〇の工事請負代金の不払いの疑念等について記載されていた。

異議申立人は、公文書公開請求時に〇〇していると話していたとのことで、農政局への〇〇に関連して、国から実施機関に対して何らかの調査依頼があり、実施機関は当該調査依頼に対して何らかの報告を行っているものと推測し、本件請求を行ったと考えられる。

〇〇とは国庫補助事業であり、県が補助金を受け入れ県が県以外の事業主体に対して、各交付要綱に基づき補助金を交付する事業であり、県は国の補助金を県の予算として執行するため、補助金が適正に執行されているかどうかの審査を行う。また、国に対しては、国の交付規則に基づき実績報告を行うこととなっている。

県を通じて補助事業を行っていること及び県は土地改良区の認可を行っており、土地改良区に対して指導権限があることから、中国四国農政局から〇〇に関して電話での問い合わせを受けたが、調査依頼を受けた事実はない。

当該工事は、平成24年度に完了しており、実施機関の交付要綱に基づき本件土地改良区から提出された実績報告により適正に執行されているか審査され、実施機関から国への実績報告も適正に執行されていたとして報告されていたが、国からの電話での問い合わせを受けて、事実関係について書類の確認、聞き取り及び現場確認を行った結果、当該補助金の交付決定の内容に合致しており適正に執行されていることを確認した。

平成24年度に処理が行われている事案であり、国から調査依頼を受けていた訳でもないため確認結果について、上司には口頭で報告し、国へは電話連絡で回答を

行った。

当該事案の経緯を踏まえて、実施機関としては、請求時のやり取り、当該〇〇及び当該事業において〇〇が受注していた工事は一件であり、請負金額が〇〇記載の請負金額と一致していたことから本件請求対象文書が請求人の求めている公文書であると特定を行った。

しかし、再確認の結果は適正であったこと及び国から調査依頼を受けた事実もないことから調査伺い書や報告書といった文書は作成していないため、文書不存在の拒否決定を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年12月16日	諮問
令和5年2月28日 旧情報公開審査会（第204回）	審議
同 年 3 月 2 8 日 旧情報公開審査会（第205回）	実施機関からの口頭理由説明 審議
同 年 6 月 1 5 日 第1部会（第1回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件請求は、H25年度に県に出された調査依頼（〇〇）に係る聞き取り調査の伺い及び報告書の公開を求めるものである。

実施機関は、本件請求に係る公文書として、本件請求対象文書を特定した。

しかし、実施機関は、「H25年度に県に出された調査依頼（〇〇）」に関して国から調査依頼を受けた事実はなく、また「聞き取り調査の伺い及び報告書」についても作成した事実はないことから本件請求に係る公文書は存在しないと主張しているため、以下、文書の特定及び請求対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件請求に係る公文書の特定について

本件請求の対象は「H25年度に県に出された調査依頼（〇〇）に係る聞き取り調査の伺い書及び報告書」となっており、調査の依頼元や〇〇が関与した事業について

限定はなく、包括的な請求となっている。

これに対して、実施機関は「当該公文書は不存在であるため」として本件処分を行っているが、理由説明書及び口頭理由説明において、請求時のやり取り及び請求人が〇〇及び当該事業において〇〇が関与する工事は1工事のみであったことから本件請求に係る公文書を本件請求対象文書と特定したと主張している。

請求書の記載からは、当該事業についての請求であると特定できる記載はないが、異議申立人と〇〇土地改良区の関係、請求時に〇〇しており、その関係の請求であるとのやり取りがあったこと及び〇〇されている内容から実施機関が異議申立人の請求の趣旨を汲み取り、本件請求に係る公文書を本件請求対象文書であると特定したことには合理性がある。

3 本件対象文書の保有の有無について

実施機関の口頭理由説明によると「H24__〇〇」は平成24年度の事業であり、平成25年3月には審査を終了しているとのことであった。

実施機関が国から電話連絡を受けて当該事業について聞き取り等の調査を行ったのは平成25年の年末頃とのことであり、既に平成24年度に終了している事業であったため、書面で補助金の執行に関して再確認し、土地改良区に対し聞き取り及び現場確認を行って再確認した結果適正に行われているということが確認できたため、口頭で上司に報告し、国に対しては電話で報告したとのことであった。

また、国から事実確認の電話連絡はあったが、文書での要請や調査依頼は無かったとのことであり、文書は作成していないとのことであった。

徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条において、原則として意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならないこととされているが、処理に係る事案が軽微なものである場合は除かれている。

については、当該事業については既に審査が終了しており、国からの事実確認の連絡を受けて、再確認を行った結果適正に執行されていたことから、実施機関において当該事案について軽微なものであると判断したことについては、合理性がある。

したがって、実施機関の主張に不合理な点はなく、実施機関が行った本件処分は妥当であると認められる。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
-----	-------	-----

生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長職務代理者
鎌谷 郁代	税理士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授	徳島県情報公開審査会 令和５年３月２８日まで
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	部会長